

# 公園愛護会活動マニュアル

## 1. 公園愛護会とは

市民の財産である公園の管理は佐世保市が行いますが、環境美化の推進、適正な維持管理を行うためには地域のみなさんの協力が必要です。

そのため、公園の日常的な管理を地域の皆様（公民館・町内会・自治会）を中心としたボランティア団体に行ってもらっています。

地域と密着した公園管理を行うための団体、これが「公園愛護会」です。

## 2. 活動内容

主に次のようなことをお願いしています。

- |                          |        |
|--------------------------|--------|
| ① 清掃作業                   | 月に1回以上 |
| ② 公園の巡視・遊具等の点検及び適正な利用の指導 | 月に2回以上 |
| ③ 草刈、除草                  | 年間2回以上 |

### < ① 公園の清掃 >

公園を回り、異常なところがないかチェックしてください。また、不適切な公園の利用やマナー違反が多く見られた際は、集会や回覧板でお知らせするなど、愛護会での注意喚起をお願いします。

作業後、公園で回収したごみは家庭ごみと同じように分別し（指定ごみ袋以外で構いません）、公園内の一か所に集めてください。落葉や草刈、除草した草は別途袋に入れてください。また、木の枝は80cm以内に切り、紐でしばってください。

ごみの運搬・処分は公園緑地課で行いますので、作業後にごみの種類・数量・集積場所をご連絡ください。

### < ② 公園の巡視・遊具等の点検及び適正な利用の指導 >

遊具の腐食、ぐらつき、ボルトの緩みなどがいないかを確認してください。子どもの手がふれる場所や、腐食しやすい根本付近は、特に注意が必要です。また、公園内の看板やベンチ等公園内の様々な施設に危険な箇所がないか確認してください。（結束バンドの劣化、ベンチ木部の腐食等）異常を発見した場合、市役所に連絡してください。

### < ③ 草刈、除草 >

適切な回数や時期については公園の広さや形状により異なりますが、安全で使いやすい公園を維持するよう心掛けてください。また、ツツジなどの低木の剪定はできる限り公園愛護会で実施してください。機械等を使う際は周辺に十分注意して実施してください。

高木の管理については公園緑地課で行いますので、ご連絡をお願いします。



## 3. 愛護会の活動費について

公園の面積によって、活動費用を佐世保市がお支払いしております。

- 面積が、500 m<sup>2</sup> 以下の公園： 37,500円/年
- 面積が、1,000 m<sup>2</sup> 以下の公園： 47,500円/年
- 面積が、2,000 m<sup>2</sup> 以下の公園： 68,000円/年
- 面積が、3,000 m<sup>2</sup> 以下の公園： 88,000円/年
- 面積が、3,001 m<sup>2</sup> 以上の公園： 108,500円/年

※ 清掃道具およびゴミ袋などの消耗品代を含む。

※ 傷害・賠償保険有り（市民活動保険適用）

## 4. 活動報告と活動費の支払について

半年毎に（10月、4月）活動報告書を保健環境連合会に提出してください。報告書の様式は、保健環境連合会から各会長宛てに送付しております。

また、活動費の支払い手続きには活動報告書の提出が必要です。活動内容の確認後、保健環境連合会から愛護会活動費を各町内の登録された口座へ振り込みます。

**（注意）**

- 活動内容に不備がある場合には、報償費の支払いができませんのでご注意ください。
- 全ての愛護会報告書が提出されないと支払いの手続きが開始できませんので、報告書の提出期限は厳守してください。

お問い合わせ先

佐世保市保健環境連合会	25 - 7153
佐世保市都市整備部公園緑地課	24 - 1111（内線2831～2834）